

第6回 白井市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事録

1 日時及び場所

令和2年4月30日 午前10時00分から11時00分 本庁舎4階 大委員会室

2 出席者

本部長：市長 副本部長：副市長、教育長
本部員：総務部長、企画財政部長、健康子ども部長、福祉部長、都市建設部長、市民環境
経済部長、教育部長、議会事務局長、会計管理者
欠席：白井消防署長
関係課長等：総務課長、秘書課長、財政課長、危機管理課長、公共施設マネジメント課
長、保育課長、子育て支援課長高齢者福祉課長、生涯学習課長、文化センター長
（事務局）健康課長、健康職員

3 議事概要

◆本部長から

- ・市内の新型コロナウイルス感染症の発生は14名。
4月24日以降発生はみられていない。
県内としても減少しつつある状況。
- ・本日30日国は、特別臨時交付金を決定する予定。市でも24日に臨時議会を開催した。
特別定額給付金については、県内54市町村のうち21団体が翌日5月1日よりオンライン申請できるようになっている。

(1) 特別定額給付金（仮称）について

- ・5月7日からマイナポータルを利用したオンライン申請を受け付ける予定。
早ければ5月14日～15日に給付となる。
 - ・郵送での申請については、5月25日に申請書を発送予定。準備が整い次第なので、前倒しとなる場合もある。郵送の場合は、申請書を市役所へ返送してもらいデータ処理をするため給付は6月になる。
- Q オンライン申請の受付は7日からだと、申請については連休中も可能ということにはならないのか？市民の立場からすると休みの方が手続きしやすいと思うが
- A 連休になってしまうので、問い合わせ等について対応が出来ない。
- Q ホームページから申請用紙をダウンロード出来る市もあるようだが。
- A 郵送対応と給付時期に差が出てしまうので、ダウンロードできない人とどう調整するかということがあるので、現状では考えていない。
- Q 近隣市でも翌日から申請を受付する中、当市も臨時議会を開催するなどの協力をしてもらっているのでは、早急に対応出来るのが望ましいと思うが。
- A 庁内のシステム的に対応可能かを情報担当者に確認してみる。
- ※システム的に対応可能とのことで5月1日よりオンライン申請について対応する。**

(2) 出張所窓口の対応について

- ・前回、出張所の平日窓口について休止するとしていたが、現在半分を在宅勤務としている職員体制を3班制（3分の2出勤）にすることで市民課窓口体制を強化しつつ出張所窓口業務も継続できる。※承認される

(3) 保育園及び学童保育所の対応について

- ・現状の対応を5月末まで延長する。
保育園は5月末まで休園（特別保育については継続）
学童保育所については5月末まで通所を自粛（1時間早め、開所時間を13時30分からとする）
※提案のとおり承認される。

(4) こども発達センターの対応について

- ・指導を行う際に密着等があり感染リスクが高いので休園を5月末までとしたい。個別に電話等の対応はしていく。
- ・療育が2か月とか開いてしまうと、せっかくの積み上げがゼロになってしまうことが考えられるのではないか。他市のように部分的に再開するところもあるが、これは今までの成果が薄れてしまう心配があるからではないか。
- ・高齢者施設等もリスクを背負いながら事業を続けている。リスクがあるからと一概に中止してしまうことはどうなのか。
- ・必要最低限の実施は必要ではないか。

※工夫して再開できるように検討することとする。

(5) 職員及び会計年度任用職員の在宅勤務について

- ・緊急事態宣言が延びた場合
職員の在宅勤務体制を県の実施期間と同じように緊急事態宣言が解除されるまでの間と変更していきたい。(当面5月10日まで)
- ・緊急事態宣言が解除されたとしても、分散配置や時差出勤について継続していく。
- ・会計年度任用職員の対応についてどのようにしていくか検討が必要
特に健康課や高齢者福祉課など事業時対応してもらう職員については業務を割り振ることが難しい。

※補償をどうするかなど検討課題

(6) その他

- ・地域創生臨時交付金について
市独自の補助として何に使用するか。
企画政策課から調査を依頼する。現場の人達の声を聞き各課で何に使用すべきかを提案してほしい。
医療、福祉の現場に支援している市もある。
- ・附属機関について緊急事態宣言の間は自粛だったが、延長された場合は？
⇒延長された場合は、やはり自粛する。自粛した期間の会議については開催回数を減のままとするか、後ろにもってくるかはそれぞれ検討。
- ・自治会の活動について
⇒市の行事については自粛することを伝え、それぞれ考えてもらう。自治会の活動について市として中止させる等の権限はない。
- ・市の大きな行事について12月までのものは中止と決定したが、実行委員会に諮らなければ決定できないものもある。⇒夏祭りやふるさと祭り等
- ・文化会館の貸館について、中旬まで休館ではあるが、23日・24日の大ホールと中ホールに予約が入っていて、今のところキャンセルされていない。緊急事態宣言が延長されれば5月いっぱい休館になる。
- ・議会については、6月議会は本会議方式とする。(期間としては2週間程度)
一般質問については自粛していくこととなっている。
- ・現状で災害が起こった場合(新型コロナウイルスに感染した人が避難する場合について)の対応について危機管理課で検討している。